

「家族の日」・「家族の週間」の取組み実施について

記者各位

当社(社長:西尾 進路)は、11月16日の「家族の日」、11月9日～22日までの「家族の週間」にあたり、社会全体で子育てを暖かく見守り支えていく国民意識の醸成に向けて協力し、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組みを実施していることをお知らせいたします。

政府は昨年「家族・地域のきずなを再生する国民運動」として、毎年11月の第3日曜日を「家族の日」、その前後1週間は「家族の週間」と設定しました。子供を育む家族の素晴らしさや価値を、国民一人ひとりが再認識することを目指しています。当社もその趣旨に賛同し、11月7日に社長より次のメッセージを発信して、労働時間縮減の社内ルールを期間中は更に強化推進しております。

「少子高齢化、次世代育成は、決して他人事ではありません。「家族の週間」は何が何でも早く帰り、明日への活力を養ってください。次世代育成に向けて、まずは一人ひとりの意識が重要です。皆さんの積極的な取組みを心から期待しています。」

<労働時間縮減に関する取組み内容>

・「家族の週間」に各部署毎に挑戦項目を決定。達成を目指して取り組む。

1. ノー残業ウィーク:毎週設定しているノー残業デー(部署毎に任意の曜日に設定)を、ノー残業ウィークとする。
2. 19時退社:20時以降の時間外労働は原則認めていない(上長承認必要)ところを、19時に前倒して、早帰りを促進する。
3. 土日(11/15・16)出勤禁止:日曜出勤を原則禁止しているが、「家族の日」に連続する土日についてはすべて、出勤禁止とする。
4. 少なくとも月1回の定時30分前退社運動を実施しているが、マイナス60分運動とし更なる早帰りを促す。

以上